

仕 様 書 (案)

1. 事業名

令和6年度石川県オセアニア誘客現地PR事業

2. 事業目的

石川県は歴史・文化・伝統工芸が残ることから、欧米豪からの旅行者の割合が高く、加えて、欧米豪からの訪日旅行者は、潜在需要が大きく、伸びしろが期待できることから、欧米豪を重点市場の一つとして位置付けている。

持続可能な観光地としていくためには、消費額の拡大や滞在日数の増加を図ることが重要である。そのためには、当該市場の旅行者のニーズを踏まえながら、本県の魅力ある観光資源を戦略的かつ効果的に発信するためのプロモーション事業を展開する必要がある。

本事業ではオセアニア市場において、本物の日本が体験できる観光地としての本県のブランドを構築するとともに、オセアニア市場では冬の日本を訪れる旅行者が他の市場に比べて多いことをふまえ、冬季における潜在的な訪日旅行者を主なターゲットとして、現地メディア等を通じて外国人目線での情報発信を行うことで、認知度の向上と誘客促進を図るものである。

※活動指針

本事業の目的を実現するために、本県の魅力が海外に的確に伝わり、旅行商品の造成・販売を促進することができるよう、現地及び本県の観光業界の状況を十分に把握し、本県の観光振興に資する視点から業務を遂行すること。

業務遂行においては、令和6年能登半島地震による本県の状況を踏まえて、内容、方法、効果を慎重に精査すること。

3. 対象市場

オーストラリア

4. 事業内容

本事業の実施にあたり、県への連絡は、日本語で行うこと。また、公式に出す現地語の文章は、当該言語のネイティブもしくは同等の能力を有する者が作成すること。

(1) 現地メディア等招請

ア 招請時期・招請期間：

令和6年11月～令和7年2月（令和6年内の実施が望ましい）

県内3泊以上（金沢、金沢以外のエリアそれぞれ1～2泊以上）

イ 招請人数：

・現地メディア等

2社2名以上

ウ 業務内容：

(ア) 行程の作成

・石川県の観光資源からターゲット層が興味・関心を引き、周遊化が見込まれるコースを盛り込んだ原則県内3泊以上滞在する行程を作成し、石川県と協議のうえ、決定すること。（行程例については別記①参照）

(イ) 被招請者の選定・連絡調整

・現地メディアのライターから招請候補を選定し、プロフィールを石川県に提出すること。

・招請案内等の翻訳・発送、事前の連絡調整を行うこと。

(ウ) 視察にかかる手配

・日本までの国際航空券を手配すること。

・石川県までの国内移動手段を手配すること。

- ・石川県内の手配は、地元の DMC を利用することが望ましい。
 - ・石川県内での移動手段を手配すること。専用車（貸切バスまたはタクシー）を手配する場合は、被招請者、随行者の移動と荷物の運搬を考慮して、余裕を持った大きさとする
 - ・宿泊施設を手配すること。旅館の場合は 1 部屋 1 名の夕・朝食付き、ホテルの場合は 1 部屋 1 名の朝食付きを原則とする。
 - ・行程中のすべての食事を手配すること。なお、食事についても取材の一環となるよう留意し、各地域の特色を出すことや食事内容が重ならないよう留意すること。
 - ・取材にかかる観光施設への入場、体験等の手配を行うこと。
 - ・必要に応じて、日本入国にかかる被招請者の査証発給に係る手続きについて、国内受入責任者として書類の作成などを担い、支援を行うこと。
- (エ) 視察への同行
- ・原則全行程に、通訳・旅程管理を行うことができる者が同行すること。
 - ・今後の業務に有用な情報を適宜提供するため、当該地域について熟知した者が同行できるように体制を整えること。
 - ・同行者（地域側からの同行者 1 名程度を含む）の移動、宿泊、食事、観光施設への入場・体験等の手配を併せて行うこと。
- (オ) 招請後のフォローアップ
- ・被招請者全員に対し、今後のマーケティングの参考となるようアンケートを視察終了後 3 日以内に実施・回収し、結果の翻訳・分析を行うこと。
 - ・招請後、被招請者に随時連絡をとり、追加情報の提供等のフォローアップを行うこと。
- (カ) その他
- ・取材の結果得られた情報・写真等は本事業におけるその他の活動において活用すること。
 - ・招請に係る全行程の実施記録（写真画像含む。）を行うこと。
 - ・被招請者用の Wi-Fi ルーター(1 人 1 台)の手配、車中での飲料水、保険等の備えを行うこと。
 - ・行程中の万一の事故、怪我、第三者に対する損害等についての被招請者の個人責任の範囲について、被招請者に対しあらかじめ同意を得ること。
 - ・被招請者が途中離団する場合は、代案を提案すること。
- (2) その他メディア向けマーケティング活動
- ・委託金額の上限内で実施可能な、本県の記事掲載に向けたその他のマーケティング活動（例：セミナー、ニュースレター配信、記事広告、商談会への出展等）を実施することとし、活動内容、回数等について提案すること。
 - ・本マーケティング活動の代わりに、(1)における招請人数を増やしたり、現地マーケティング会社の担当者を加えたりすること等も可とする。
- (3) 実施状況の報告
- ・(1) 及び (2) の実施状況及び記事掲載状況について、
 - ア 事業終了時（令和 7 年 3 月）に本県に報告書を提出すること。
 - イ 円滑な事業実施に向けたミーティングを原則 2 ヶ月ごとに実施し、本県のマーケティング方針・方法に関する協議・助言を行うこと。

5. 事業の進め方

請負事業者は、事業の実施にあたって、本県と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、各事業に着手をする際には両県に協議をしたうえで着手するものとする。また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合についても、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

6. 実施報告書の提出

事業が完了したときは、次の事項を含む事業実施報告書（A4判）を作成し、8. の履行期限までに、本県に提出すること。

(1) 現地メディア等招請

- ・招請の概要、アンケート結果

(2) その他メディア向けマーケティング活動

- ・事業概要
- ・実施回数及び連絡先、訪問先等
- ・事業の様子（写真画像を含む）
- ・記事掲載の場合、媒体情報、露出された年月日、本数、媒体接触者または広告費換算額
- ・当事業で作成した資料等
- ・その他県が指示したもの

7. 履行期限

令和7年3月14日（金）まで

8. 本事業の期待する効果

(1) メディア招請

- ・招請による記事掲載 2媒体以上

9. その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、本県に帰属するものとする。
- (5) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 本県と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度県と協議の上、その指示に従って進めること。

別記① 行程例（現地メディア等の招請（石川県内））

	行程	宿泊地
1日目	東京⇒金沢 金沢視察	金沢市内
2日目	金沢視察 (加賀視察)	金沢市内または 加賀エリア
3日目	加賀視察	加賀エリア
4日目	加賀温泉駅⇒東京または大阪	

※宿泊は、金沢、金沢以外のエリアいずれも含むこと。

(石川県内の観光素材の例)

- ・ 冬の観光素材（兼六園、長町武家屋敷跡界隈、近江町市場、温泉など）

- ・ 伝統的工芸品（金沢箔、加賀友禪、牛首紬、九谷焼、山中漆器など）
- ・ 伝統芸能（金沢・山中芸妓など）
- ・ 世界農業遺産に認定されている地域をはじめとした、環境と調和するライフスタイル
- ・ 郷土料理